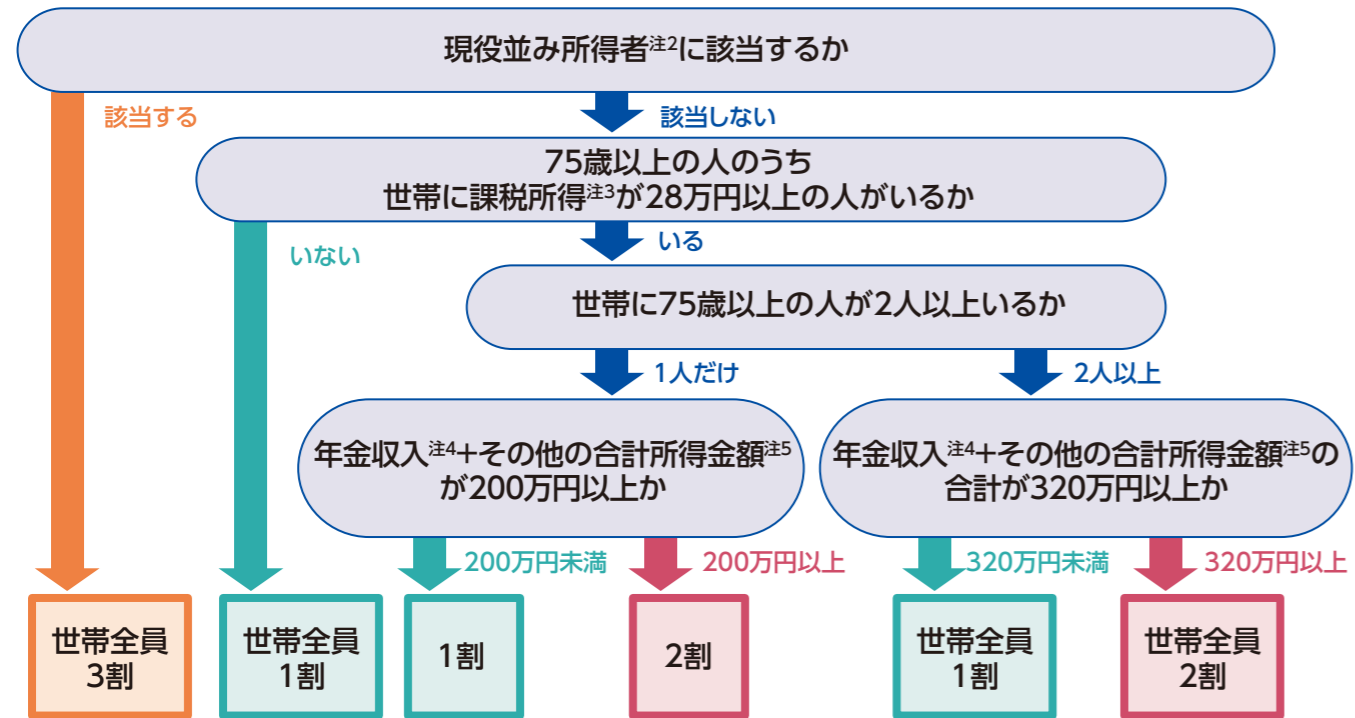


後期高齢者医療制度に関するお知らせ

問い合わせ 国保年金課 公費医療係(☎内線305・315)

対象となるかどうかは 主に以下の流れで判定します

世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の人^{注1}の課税所得や年金収入をもとに、世帯単位で判定します。(2021年中の所得をもとに、2022年9月頃から判定が可能になり、9月頃に被保険者証を送ります)



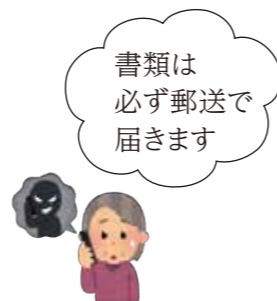
注1 75歳以上の人…後期高齢者医療の被保険者(65～74歳で一定の障がいの状態にあると広域連合から認定を受けた人を含む)
 注2 現役並み所得者…課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の人。
 注3 課税所得…住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)などを差し引いた後の金額)
 注4 年金収入…「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
 注5 その他の合計所得金額…事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のこと。

対象者で高額療養費の口座の登録がまだの人には 各都道府県の広域連合や市区町村から申請書を郵送します

申請書が届いたら、記載の内容に沿って口座の登録をしてください。

注意してください!

- 厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、キャッシュカード、通帳などをお預かりすることは絶対にありません。
- ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。
- 不審な電話があったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)、または消費生活センター(188)に問い合わせてください。

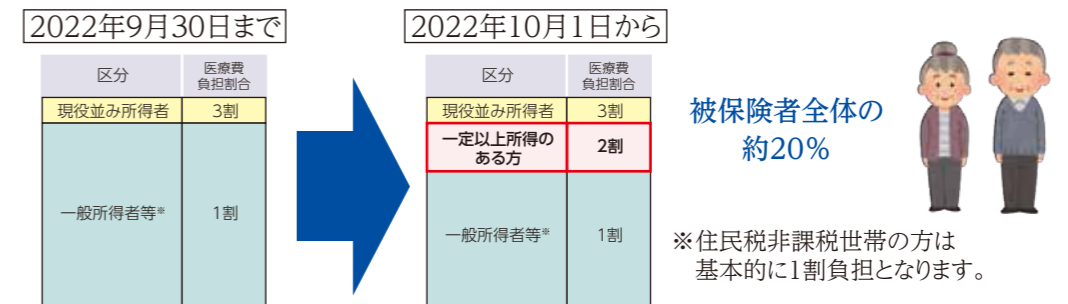


医療費窓口負担割合の見直しに関する問い合わせ

- 制度改正の見直しの背景に関する問い合わせはこちら
 厚生労働省コールセンター ☎0120(002)719
 (月曜～土曜:午前9時～午後6時 休業:日曜・祝日)
- その他問い合わせはこちら
 福岡県後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター ☎(651)3111

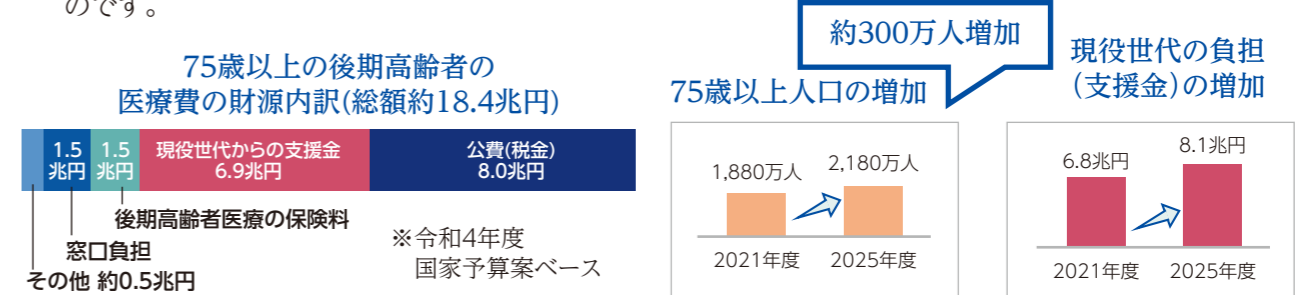
一定以上の所得のある人の医療費の窓口負担割合が変わります

- 2022年10月1日から、一定以上の所得のある人(75歳以上の人など)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。
- 対象者は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の人です。



見直しの背景

- 2022年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
- 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しです。
- 今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。



負担を抑える配慮措置があります

- 本制度の施行後3年間(2025年9月30日まで)は、2割負担となる人へ、1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。
 ※同一の医療機関での受診は、上限額以上窓口で支払わなくてよい取り扱いです。そうでない場合は、1カ月の負担増を3,000円までに抑えるために差額を払い戻します。
- 配慮措置の適用で払い戻しとなる人は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例:1カ月の医療費全体額が5万円の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③(②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻しなど(③-④)	2,000円

配慮措置

1カ月 5,000円の負担増を3,000円までに抑えます。